学校法人会計基準の概略

計算書類(決算書)

国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」に従い、会計処理を行い、計算 書類を作成し、公認会計士または監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務付けられています。

「学校法人会計基準」に定められている計算書類は、資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表です。また、私立学校法によりこれらの他に財産目録、 事業報告書を作成することになっています。

1. 資金収支計算書

学校法人の、その年度の教育研究活動やこれに付随する活動に対応する、全ての収入と支出の内容を明らかにし、また現金預金の1年間(4月1日~3月31日)の動きを表わすものです。

2. 消費収支計算書

学校法人の1年間(4月1日~3月31日)の収支状況を表す重要な計算書類です。帰属収入と消費支出の内容を明らかにし、また消費支出が消費収入により賄われているかを表します。

- ・帰属収入=学生生徒納付金、補助金などの学校法人の負債とならない収入
- ・消費収入=帰属収入-基本金に組み入れる額
 - =施設設備拡充などへの充当額
- ・消費支出=人件費、消耗品費、光熱水費などの消費する支出
- · 帰属収支差額=帰属収入-消費支出
 - =純資産の増加又は減少
- ・基本金=取得した施設設備(1号)+施設設備の将来取得に向けた先行組入れ(2号)+各種基金(3号)+運転資金(4号)
 - =帰属収入のうち、学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき額として決定した金額

3. 貸借対照表

年度末における学校法人の資産、負債の内容、純資産(資産-負債)の額を明らかにします。また、基本金(維持すべき金額)に対する純資産の過不足状態を消費収支差額として表します。

財産目録

貸借対照表の資産や負債について、具体的内容を表したものです。学校法人が所有する土地や建物の面積、図書の冊数などを知ることができます。

梅光学院の財務諸表の概略

- ●国または地方公共団体から経常費補助金の交付を受ける学校法人は、私立学校振興助成法の定めにより「学校法人会計基準」に従い、会計 処理を行い、計算書類を作成し、公認会計士又は監査法人による監査を受けて所轄庁に届け出ることが義務付けられています。
 - ①資金収支計算書= 学校法人の、その年度の教育研究活動やこれに付随する活動に対応する、すべての収入と支出の内容を明らかにし、また現金預金の1年間(4月1日~3月31日)の動きを表わすものです。
 - ②消費収支計算書= 学校法人の、1年間(4月1日~3月31日)の収支状況を示す重要な計算書類です。帰属収入と消費支出の内容を明らかにし、また消費支出が消費収入により 賄われているかを表します。
 - 「基本金」= 取得した施設設備(1号)+施設設備の将来取得に向けた先行組入れ(2号)+各種基金(3号)+運転資金(4号)
 - =帰属収入のうち,学校法人がその諸活動の計画に基づき必要な資産を継続的に保持するために維持すべき額として決定した金額
 - ③貸借対照表= 年度末における学校法人の資産、負債の内容、純資産(資産-負債)の額を明らかにします。また、基本金(維持すべき金額)に対する純資産の過不足状態を 消費収支差額として表します。

